

日本アプライド・セラピューティクス学会
利益相反委員会規程

日本アプライド・セラピューティクス学会（以下、本学会）は、利益相反（以下、COIと略す）規則の実施に伴い、規則を公正に運用するために「利益相反委員会」を設置する。「利益相反委員会」の規程を次のとおりに定める。

第1条 委員会の構成

1. 学会長が指名する本学会会員5～7名及び外部委員1～2名により、委員会を構成する。ただし、学会長及び理事は、委員に就任することはできない。
2. 委員長は、委員の互選により選出する。なお、委員長は、職務上、副委員長を指名することができる。

第2条 委員の任期

1. 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
2. 欠員が生じた場合は、新たに委員を補充することができるが、その任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会の役割

1. 本学会理事、関係役員並びに会員のCOI状態をマネジメントすること。
2. 提出されたCOI自己申告事項について、疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合の調査、ヒアリングなどを行ったうえで、COI状態を判断し、理事会に諮ること。
3. 利益相反規則の改正に関すること。

第4条 委員会の開催

1. 委員長は、必要に応じて、召集する。

第5条 審議事項の報告

1. 委員会で審議した内容、決定事項は、本学会理事会に速やかに報告する。
2. 本学会関係者が深刻なCOI状態があると判断した場合には、直ちに文書をもって学会長に報告する。

第6条 COI自己申告書の取扱い

1. 委員会に必要なCOI自己申告書は、委員長が委員会開催前日までに本学会長の許可を得て、準備する。なお、COI自己申告書は、複写してはならない。

2. 委員会に提出された COI 自己申告書は、委員会が終了したならば、本学会長に速やかに返却するものとする。

第7条 委員の守秘義務

1. 提出された COI 自己申告事項や委員会の審議内容について、いかなる内容であろうと第三者に漏らしてはならない。

附則

第1条 施行期日

本規程は、利益相反規定が実施される期日をもって、施行する。

第2条 本規程の改正

本規程は、利益相反規則の改定に伴い、必要に応じて改正すること。

付記

2012年9月22日理事会提案